〇携帯電話等通信傍受の実施に関する法律

（平成十二年五月十八日法律第九十七号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　傍受令状（第三条・第十条）

第三章　傍受の実施（第十一条・第十四条）

第四章　傍受したときの通知等（第十五条・第二十条）

第五章　傍受記録媒体の保管及び廃棄（第二十一条・第二十七条）

第六章　傍受の終了（第二十八条・第三十条）

第七章　傍受の実施の状況の公表（第三十一条・第三十六条）

第八章　雑則（第三十七条・第三十八条）

附則

第一章　総則

（法律の趣旨）

第一条　この法律は、犯罪捜査のための通信傍受に関する手続を定めるものとする。

2　通信の傍受は、この法律に定める要件を満たす場合に限り、これを行うことができるものとする。

3　通信の傍受は、必要な最小限度の範囲において、これを行うものとする。

4　通信の傍受を行う場合においては、当該通信の当事者の権利その他の正当な利益を不当に害することのないように配慮しなければならない。

（用語の意義）

第二条　この法律において「通信傍受」とは、電気通信（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九号）第二条第一項に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の通信の内容を、当該通信の当事者のいずれの同意をも得ないで、当該通信の当事者のいずれにも知られないように、当該通信を行う電気通信設備（電気通信事業法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第五項に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）において、当該電気通信の伝送の途中で、これを受信し、これを聞くこと（これを聞くことが困難な状態にすることを含む。）をいう。

2　この法律において「傍受令状」とは、通信傍受を行うことを裁判官が令状により許すものをいう。

3　この法律において「傍受の実施」とは、傍受令状の発付を受けて、通信傍受を行うことをいう。

4　この法律において「傍受記録媒体」とは、通信の内容を記録した電磁的記録その他の物であって、通信の用に供されるものを除くものをいう。

第二章　傍受令状

（傍受の要件）

第三条　裁判官は、検察官、検察官を指揮して犯罪捜査を行う司法警察員（以下「検察官等」という。）が、犯罪を捜査するに当たり、次の各号のいずれかに該当する犯罪（以下「犯罪」という。）を捜査するに当たり、犯罪が行われたと認められる通信の傍受により、犯人の発見又は証拠の収集に資することが明らかであると認められる場合であって、ほかに適当な手段がないと認められるときに、傍受令状を発することができる。

一　次に掲げる犯罪（第十条第一項において「薬物犯罪」という。）を捜査するに当たり、犯罪が行われたと認められる通信の傍受により、犯人の発見又は証拠の収集に資することが明らかであると認められる場合であって、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められるとき。

イ　あへん法（昭和二十九年法律第七号）第五条、第六条、第八条（第一項ただし書を除く。）、第十条（第一項ただし書を除く。）、第十二条第一項、第十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第五十条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ロ　大麻取締法（昭和二十三年法律第一二四号）第四条第一項、第五条、第六条、第八条（第一項ただし書を除く。）、第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第二十四条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ハ　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二五二号）第二条第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第三条第一項、第十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第二十条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ニ　国際的な協力の下に行われる犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められるとき。

二　次に掲げる犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められるとき。

イ　あへん法第五条、第六条、第八条（第一項ただし書を除く。）、第十条（第一項ただし書を除く。）、第十二条第一項、第十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第五十条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ロ　大麻取締法第四条第一項、第五条、第六条、第八条（第一項ただし書を除く。）、第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第二十四条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ハ　覚せい剤取締法第二条第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第三条第一項、第十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは第二十条の二第二項（第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）の罪

ニ　国際的な協力の下に行われる犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められるとき。

2　傍受令状には、傍受の実施をすることができる期間（以下「傍受実施期間」という。）を定めなければならない。

3　傍受令状には、傍受の実施に関し、検察官等に対する適当な条件を付することができる。

4　傍受令状には、傍受の実施に関し、検察官等に対する適当な条件を付することができる。

第三節　傍受令状

（傍受令状の請求）

第四条　検察官は、傍受令状の発付を受けようとするときは、その旨を裁判官に請求しなければならない。

2　前項の請求をするに当たっては、傍受令状の請求に関する事件（以下「傍受令状請求事件」という。）を管轄する地方裁判所の裁判官に対してしなければならない。

3　傍受令状の請求をするに当たっては、検察官は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　犯罪が行われたと認められる通信の内容、犯罪の態様、犯罪の日時、犯罪が行われたと認められる場所その他犯罪を特定するに足りる事項

二　犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められる旨の理由

三　犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められる旨の理由

四　犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められる旨の理由

五　傍受すべき通信の当事者の氏名又は名称及び住所

六　傍受すべき通信の方法

七　傍受の実施の期間

八　傍受すべき通信を特定するに足りる事項

九　傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所の名称

十　傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所に過去に傍受令状請求があったときは、その年月日

十一　傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所に過去に傍受令状の発付があったときは、その年月日

十二　傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所に過去に傍受令状請求があったときは、その旨

十三　前項第十二号の傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所に過去に傍受令状の発付があったときは、その年月日

十四　その他傍受令状の請求をするに当たり参考となるべき事項

十五　傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所に過去に傍受令状請求があったときは、その年月日

十六　その他傍受令状の請求をするに当たり参考となるべき事項

2　通信傍受を行う場合において、当該通信が行われる蓋然性があると認められる通信の当事者（以下「通信事業者等」という。）が、当該通信の当事者のために、当該通信の傍受（通信事業者等が、当該通信の当事者のために、当該通信を行う電気通信設備を用いて、当該通信の内容を、当該通信の当事者のいずれの同意をも得ないで、当該通信の当事者のいずれにも知られないように、当該通信の当事者のいずれにも当該通信の内容を記録することをいう。以下同じ。）を行うことが当該通信の当事者の利益になると認められる場合であって、当該通信の当事者の同意があるときは、当該通信の傍受は、この法律の適用を受けないものとする。

（傍受令状の審査及び発付）

第五条　裁判官は、傍受令状請求があったときは、その請求が、傍受令状請求事件を管轄する地方裁判所の管轄に属するものであるか、傍受令状請求事件を特定するに足りる事項が記載されているか、傍受令状請求事件について、犯罪の捜査のために通信の傍受を行う必要があると認められる事情があるか、傍受令状請求事件について、犯罪を捜査するに当たり、ほかに適当な手段がないと認められるか、傍受令状請求事件について、犯罪が行われたと認められる通信の傍受により、犯人の発見又は証拠の収集に資することが明らかであると認められる場合であるか、傍受令状請求事件について、犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められるか、傍受令状請求事件について、犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められる旨の理由があるか、傍受令状請求事件について、犯罪を捜査するに当たり、当該犯罪に関し、当該通信の当事者が、当該通信により、当該犯罪を行ったと認められる者に対して、当該犯罪の実行を共謀し、教唆し、若しくは幇助し、又は当該犯罪の実行の用に供される物の授受をすることを内容とする通信を行っていると認められる旨の理由があるか、傍受令状請求事件について、犯罪を捜査するに当たり、ほかに適当な手段がないと認められる旨の理由があるか、傍受令状請求事件について、犯罪が行われたと認められる通信の傍受により、犯人の発見又は証拠の収集に資することが明らかであると認められる場合であ